

～ 巻頭言 ～

「ラオス法律人材育成強化プロジェクト」の開始に寄せて



在ラオス日本大使館特命全権大使

宮 下 正 明

今般、我が国は、2010年7月より4年間の予定で、ラオスの法務・司法関係機関、法学教育機関及び所属職員・教員の実務能力向上のため、「ラオス法律人材育成強化プロジェクト」（国際協力機構（JICA）技術協力プロジェクト）を開始することとなった。同プロジェクトの開始は、ラオスにおける我が国の本格的な法整備支援の再開を意味する。法整備は、ラオスの社会・経済発展の基盤整備にほかならず、大変喜ばしく思っている。

同プロジェクトの開始にあたっては、2008年度要望調査において司法省から「司法学校人材育成強化プロジェクト」の要請があったことを踏まえ、2009年2月に「基礎情報収集・確認調査」を実施したことを皮切りに、同年6月に「第一回協力準備調査」、同年9月に「第二回協力準備調査」（民法ワークショップ）、2010年3月に「詳細計画策定調査」（民事訴訟法・刑事訴訟法ワークショップ）を実施するといった、入念な準備を重ねてきた。この結果、プロジェクト開始前に、カウンターパートとなる司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びラオス国立大学法・政治学部と、共通の目標設定を行う等、プロジェクトの具体的なイメージを共有することができており、開始後の円滑かつ効率的な実施が期待できる。

同プロジェクトは、2003年から2007年にかけて我が国が実施した「法制度整備プロジェクト」（国際協力機構（JICA）技術協力プロジェクト）の後継案件的性質を持つ。「法制度整備プロジェクト」では、成果物として、司法省からは民法教科書、企業法注釈書、法律辞書、法令データベース、最高人民検察院からは、検察官捜査マニュアル、検察官人事組織マニュアル、最高人民裁判所からは、民事判決起案マニュアル、法令集が出された。これらの成果物の内、検察官捜査マニュアルと民事判決起案マニュアルは、現在でもよく活用されているが、民法教科書については、カウンターパート機関に、実際にこの教科書を使用して授業を

行うラオス国立大学法・政治学部が入っておらず、作成過程に参加できていなかったことから、使用頻度が低いとの問題が指摘されている。このため、7月から開始される「ラオス法律人材育成強化プロジェクト」においては、「法制度整備プロジェクト」の教訓を生かして、ラオス国立大学法・政治学部も巻き込んだ形で、成果物の作成自体ではなく、成果物を関係者が一丸となって作成するといったプロセスを通じた情報・知見・経験の共有を重視している。別の言葉で言えば、このようなプロセスを通じて、法務・司法関係機関、法学教育機関及び所属職員・教員の法律の理解・運用に対する共通の基礎体力の強化を目指すことを目的にプロジェクトを実施するとしている。

私は、「ラオス法律人材育成強化プロジェクト」の成果が、ラオスにおけるRule of Law（法の支配）進ちよくのための貴重な第一歩になりうると理解しており、この定着のための礎となることを期待している。すなわち、法整備分野での支援が「ラオス法律人材育成強化プロジェクト」の4年間で終了するのではなく、同プロジェクトを第一弾として、今後第二弾、第三弾とプロジェクトが続いていくことを望んでいる。より具体的には、民法や商法等、一般法の整備により現行のラオスの特別法との整合性を確保すると共に、体系的な法制度の構築にまで踏み込んだ支援を実施していければと考えている。我が国は、ラオスの経済社会発展を確保する上での大前提として、これまでハード・インフラの整備を重視して支援を行ってきたが、法制度といった制度面、いわゆるソフト・インフラの整備もラオスの将来の社会・経済的発展にとって、より一層重要になってきていると考えており、同プロジェクトの実施を通じて、法整備分野での我が国の存在感が高まることを期待している。

最後に、法務省法務総合研究所のお力添えによって「ラオス法律人材育成強化プロジェクト」が、カウンターパート4機関との協働の下、円滑に実施され、ラオスが目指すRule of Law（法の支配）に基づく社会の発展、市場経済化の進展に貢献できる、将来のラオス法曹界において中心的な役割を担う人材を数多く育成できることを祈念して、本稿を終えたい。